公 告 第 ７ ０ 号
令和８年１１月２０日

# 変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊宮古島駐屯地
第４４４会計隊長　藤　澤　竹　広

公告第６９号（令和８年１１月６日付）の一部を下記のとおり変更します。

記

１　件　名
宮古島（８）隊庁舎ヒートポンプ等改修工事

２　変更内容
(1)　公　告
第２項　競争参加資格（７）ア

変更前
「１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・　１級管工事施工管理技士の資格を有する者
・　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者で、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者」

変更後
「**２級菅工事施工管理技士**又はこれと同等以上の資格を有する者である。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・　１級菅工事施工管理技士**又は２級菅工事施工管理技士**の資格を有する者
・　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者で、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者」に、

に変更する。

問い合わせ先
〒９０６－０２０１　沖縄県宮古島市上野字野原８３－５
陸上自衛隊宮古島駐屯地　第４４４会計隊契約班
担当 鐘ヶ江
ＴＥＬ　：０９８０－７６－６６６１（内線３４２）
ＦＡＸ　：０９８０－７６－６７１２（直通）
Ｍａｉｌ：444fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

# 入 札 説 明 書

第４４４会計隊の**宮古島（８）隊庁舎ヒートポンプ等改修工事**に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　**令和８年 11 月６日**

２　契約担当官等
分任契約担当官　陸上自衛隊宮古島駐屯地
第４４４会計隊長　藤　澤　竹　広
〒９０６－０２０１　沖縄県宮古島市上野字野原８３－５

３　工事概要
(1)　工事名
**宮古島（８）隊庁舎ヒートポンプ等改修工事**
(2)　工事場所
沖縄県宮古島市上野字野原８３－５　陸上自衛隊宮古島駐屯地
(3)　工事内容及び工事範囲
仕様書のとおり。
(4)　工期
**令和９年３月 31 日まで**
(5)　使用する主要な資機材
仕様書のとおり。
(6)　その他
ア　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ　本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

４　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における**７・８**年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**管工事**」で級別の格付を受け、九州・沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者

を除く。）でないこと。

(4)　防衛省競争参加資格の「**管工事**」**Ｂ等級以上**に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）であること。

(5)　平成 23 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、本工事と同等の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第 220 号（CCP））（13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第 134 号（CCP））（19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第 4404 号）（21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第 15542 号）（27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第 7160 号）（28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

(6)　(5) の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で評定点合計が 65 点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア　**２級管工事施工管理技士**又はこれと同等以上の資格を有する者である。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・　**２級管工事施工管理技士又は１級管工事施工管理技士**の資格を有する者

・　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者で、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者

イ　平成 23 年度以降入札公告日までに、(5) に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が 65 点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州・沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）(28.３.31)　（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　第４４４会計隊が発注した「**管工事**」のうち、令和３年度以降令和８年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)　上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものではない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ)　子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d)　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合によ

り業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合（共同企業体を含む。）の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12)　九州・沖縄県内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1)　上記４(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　担当部局

(1)　入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒９０６－０２０１　沖縄県宮古島市上野字野原８３－５

陸上自衛隊宮古島駐屯地　第４４４会計隊契約班

担当 鐘ヶ江

ＴＥＬ　：０９８０－７６－６６６１（内線３４２）

ＦＡＸ　：０９８０－７６－６７１２（直通）

Ｍａｉｌ：444fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(2)　仕様書に関する問い合わせ先

〒９０６－０２０１　沖縄県宮古島市上野字野原８３－５

陸上自衛隊宮古島駐屯地　宮古島駐屯地業務隊管理科

担当 松山

ＴＥＬ　：０９８０－７６－６６６１（内線４５１）

7　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、４ (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　提出期間

**令和８年 11 月６日から令和８年 11 月 24 日**まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時 15 分から午後５時 00 分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ　提出場所

上記６に同じ。

(2)　申請書は、**別紙第１**により作成する。作成要領は**別添「標準競争参加資格確認申請書作成要領**」を参照

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成 22 年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（**別紙第２**）」及び「配置予定の技術者（**別紙第３**）」に記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を１件記載する。記載様式は属紙第２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、**別紙第４**に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予

定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を**別紙第４**に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

オ　情報保全に係る履行体制についての確認

令和２年４月１日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は**別紙第５**の誓約書を提出し、有していない者は**別紙第６**の誓約書を提出すること。

(4)　競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを行う場合がある。

ア　日時 **令和８年 11 月６日から令和８年 11 月 24 日**まで。

イ　場所 〒９０６－０２０１ 沖縄県宮古島市上野字野原８３－５
陸上自衛隊宮古島駐屯地　第４４４会計隊契約班
ＴＥＬ：０９８０－７６－６６６１（内線３４２）

ウ　その他企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、**令和８年 11 月 26 日**までに通知する。

(6)　その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に

無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先は、上記６に同じ。

8　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記６に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ　提出期間

上記７(5)の通知の日から**令和８年 12 月４日**まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時 15 分から午後５時 00 分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2)　契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、**令和８年 12 月８日**までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9　入札説明書に対する質問

(1)　入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記６に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ　提出期間

**令和８年 11 月６日から令和８年 12 月４日**まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時 15 分から午後５時 00 分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、**令和８年 11 月９日から令和８年 12 月 15 日**まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時 15 分から午後５時 00 分まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記６において閲覧に供する。

10　入札方法等

(1)　入札書の提出方法等

ア　提出期間

**令和８年 11 月 27 日午前８時 15 分から令和８年 12 月 15 日午後５時 00 分**まで

（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　提出場所

上記６に同じ。

ウ　提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と

朱書きする。さらに、これらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

(3)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

(4)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の 10 分の１以上とする。

12　工事費内訳明細書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提出期間

上記 10(1)アに同じ。

イ　提出場所

上記 10(1)イに同じ。

ウ　提出方法

上記 10(1)ウを参照

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6)　提出された工事費内訳明細書の確認の結果、**別表**の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7)　提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時　**令和８年 12 月 16 日午後２時 00 分**

イ　開札場所　陸上自衛隊宮古島駐屯地　Ｂ庁舎１階会計隊入札室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

14　情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、**別紙第７から別紙第 10** までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね３営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

15　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16　落札者の決定方法

(1)　予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

(4)　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、低価格入札に係る特別重点調査を行う。細部は、陸幕会第 900 号（28．８．25)「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（通達)」別添防整施第 6931 号（28．３．31）付紙１の「低価格入札に係る
特別重点調査について」による。

17　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、４(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第４４４会計隊で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、４(7)に定める要件と同一の要件（４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1)　６５点未満の工事成績評定を通知された者

(2)　契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

19　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

20　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の２以内とする。

21　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

前払金等

請負代金額が 300 万円以上の場合は、前払いを利用することができる。利用可能額の上限は請負代金額の 10 分の４以内とする。

23　火災保険付保の要否

要

24　再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は８(2)の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1)　提出期間

令和８年 12 月８日から令和８年 12 月 14 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前８時 15 分から午後５時 00 分までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

25　関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

26　その他

(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は７(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。